

日本災害復興学会論文集投稿規程

日本災害復興学会
2012年1月9日制定

日本災害復興学会論文集の投稿規程を次のとおり定める。

(募集する原稿の種類と内容)

第1条 論文集には、災害復興に関連する以下の各号の報文を掲載する。

(1) 一般論文

日本災害復興学会(以下「本会」という。)会員の研究にかかわる原著論文であって、学問的に価値ある結論、あるいは事実を含むと同時に内容がまとまっているもの。

(2) 事例研究

会員の研究にかかわる原著論文であって、災害復興の単一あるいは複数の事例についての事実を含むと同時に内容がまとまっているもの。

(3) 総説

災害復興に関する特定分野の研究現状を展望したもの。

(4) その他

掲載された論文等に対する誌上討論など。

(論文集の発行形態)

第2条 論文集は、年1回以上電子版を発行し、日本災害復興学会ホームページに掲載する。

(投稿資格)

第3条 投稿する際の筆頭投稿者は、本会会員に限る。ただし、共著者については、この限りでない。

(原稿の作成)

第4条 原稿の作成は、別に定める執筆要領による。

(原稿の提出)

第5条 原稿の提出は、次の各号に従い行う。

(1) 提出

原稿は、図、表ならびに写真など、すべてを含めたPDF原稿を、本会学会誌編集委員会論文集小委員会(以下「小委員会」という)宛に電子投稿システムを使って投稿する。

(2) 締切

原稿提出の締切日等を小委員会において決定し、公示を行う。なお、原稿の到着日をもって、原稿の受付日とする。

(3) 提出先

日本災害復興学会 学会誌編集委員会 論文集小委員会

(原稿の審査)

第6条 第1条第1号、第2号、または、第3号に該当する原稿は、小委員会が指名する2名以上の査読委員による審査に付す。

- 2 投稿原稿の掲載の可否は、第1項に定める審査を経て小委員会が決定する。
- 3 小委員会は、審査の結果に基づき、原稿について訂正ならびに短縮などを求めることができる。この場合、返送の日から2か月以内に再提出されない時には、投稿を取り消したものとし、それ以後に再提出されても、新しく投稿されたものとして取り扱う。
- 4 小委員会が訂正を要求した場合、投稿者は指摘された箇所の他の箇所に変更を加えてはならない。ただし、小委員会の承諾がある場合はこの限りでない。

(校正)

第7条 提出された原稿は、第6条第3項および第4項に基づく訂正等を除き、校正は行わない。

(原稿の受理)

第8条 掲載の決定の日をもって受理日とする。

(受付日などの明記)

第9条 掲載報文には、受付日および受理日を明記する。

(審査料)

第10条 審査料は不要とする。

(著作権)

第11条 論文集に掲載された報文の著作権は、本会に帰属する。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。

(付則)

本規程は、理事会の議決による制定日(2012年1月9日)から即日施行する。

(付則)

本規程は、理事会の議決による改正日(2020年1月11日)から即日施行する。